

指名停止等一覧表

業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
株式会社 ひさ野	大阪府大阪市旭区大宮4-15-12	令和5年10月3日～令和5年11月2日(1か月)	別表第2第13号(建設業法違反行為)	<p>株式会社ひさ野は、大阪府発注の工事において、建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第2号及び第26条第3項の規定に違反して、同号に規定する当該建設業者の営業所における専任の技術者を、専任を要する主任技術者として工事現場に配置したため、令和5年3月31日に、建設業許可部局(大阪府)より、建設業法第28条第1項に基づく指示処分を受けた。</p> <p>このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。</p>
株式会社 松本組	兵庫県朝来市伊由市場514-1	令和5年12月15日～令和6年3月14日(3か月)	別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)	<p>株式会社松本組の取締役は、兵庫県道路公社播但連絡道路管理事務所が発注した播但連絡道路の維持修繕工事の一般競争入札で、同事務所職員より工事価格などを入手し、公正な入札を妨害したとして、令和5年9月30日、公契約関係競売入札妨害の疑いで兵庫県警に逮捕され、その後令和5年10月21日に贈賄の疑いで再逮捕された。</p> <p>このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。</p>
株式会社 西脇産業	京都府木津川市加茂町美浪榔5	令和6年2月2日～令和6年3月1日(1か月)	別表第2第13号(建設業法違反行為)	<p>株式会社西脇産業は、令和2年8月に設置した宇治田原営業所を、建設工事の契約締結を行う営業所とする委任状を提出し、宇治田原町の入札参加資格(令和4・5年度分)を取得して建設業の営業を行っていたにもかかわらず、営業所新設から30日以内に変更届出書を提出しなかったため、建設業法(昭和24年法律第100号)第11条第1項に違反し、同法第28条第1項の規定により、令和5年11月24日に京都府から指示処分を受けた。</p> <p>このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

指名停止等一覧表

業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
蜂谷工業株式会社	岡山県岡山市北区鹿田町1-3-16	令和6年2月22日～令和6年6月21日(4ヶ月)	別表第2第13号(建設業法違反行為)	<p>蜂谷工業株式会社は、令和5年11月28日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共工事の発注者がその結果を複数年度の資格審査に用いたことが、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、中国地方整備局長より監督処分(営業停止45日間)を受けた。</p> <p>このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

注：該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記載する。